

命令事項

一、本建物の存續期限は都市計劃事業実施までとす

一、前號の事業實施の場合は事業者の指定する期日内に無償で本建物を除却しなければならない

一、本建物を他人へ譲渡した場合は十日以内に届出をなさねばならない

一、知事が必要ありと認めたときは本命令書の條項を増減若しくは変更することがある

一、本建物の譲渡を受けた者も前各號に命した事項を遵守する義務を負はねばならない。

一、本建物の存續期限は都市計劃事業実施までとす
一、建築物の構造 木造 亞鉛鐵葺 平家建
一、建築物の規模 建築面積 二三、一平方メートル 突出する部分 二三、一平方メートル

一、建築物の用途 貨店舗
一、建築物の構造 木造 亞鉛鐵葺 平家建
一、建築物の規模 建築面積 二三、一平方メートル 突出する部分 二三、一平方メートル

命令事項

一、本建物の存續期限は都市計劃事業実施までとす

一、前號の事業實施の場合は事業者の指定する期日内に無償で本建物を除却しなければならない

一、本建物の譲渡を受けた者も前各號に命した事項をなさねばならない

一、知事が必要ありと認めたときは本命令書の條項を増減若しくは変更がある

一、本建物の譲渡を受けた者も前各號に命した事項を遵守する義務を負はねばならない。

◇鳥取縣告示第三百六十二號

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のやうに假設建築物建築の件を許可した。

昭和二十一年八月三十日

鳥取縣知事 林 敬 三
兒 島 重 吉

一、建築主の住所氏名 鳥取市西品治町四九番地

鳥取縣公報

昭和二十一年九月三日 火曜日
第千七百四十二號

第二項 补助金

第六款 難收入

第三項 物品賣拂代

經常部計

臨時部
七三九、一八七
一、〇〇〇
一、〇〇〇

第一款 繰越金

第一項 前年度繰越金

第二款 國庫支出金

第一項 补助金

第四款 寄附金

第一項 寄附金

第七款 縣債

第一項 縣債

臨時部計

三四四、四八三
三四四、四八三
二、二〇三、〇一四
一一〇八、一七四
二〇八、一七四
八六一、八〇〇
八六一、八〇〇
三、六一七、四七一
四、三八六、三四八
一二一、六二〇
一二一、六二〇

◇鳥取縣告示第三百六十三號
昭和二十一年八月二十四日の縣參事會において議決された
昭和二十一年度鳥取縣歲入歲出追加豫算の要領は左の通りである。

昭和二十一年九月三日

鳥取縣知事 林 敬 三

一、昭和二十一年度鳥取縣歲入歲出追加豫算

二、昭和二十一年度鳥取縣歲入歲出追加豫算

三、第四款 使用料及手續料

四、第一項 使用料

五、第五款 國庫支出金

六、第一項 下渡金

七、第二項 火曜日

八、第三項 経常部

九、第四項 累計

昭和二十一年九月三日
第千七百四十二號

(昭和四年四月十五日)
(第三種郵便物認可)

一

鳥取縣公報 每週火曜日發行(休日ニ當ル)

昭和二十一年九月三日
第千七百四十二號

(昭和四年四月十五日)
(第三種郵便物認可)

一

歲 出

第三款 職員費 經常部

五、〇〇〇 第二項 驚費

五、〇〇〇 第三款 諸職員費

五、〇〇〇 第四款 教育費

五、〇〇〇 第五款 社會教育費

五、〇〇〇 第六款 藥費

五、〇〇〇 第七款 衛生費

五、〇〇〇 第八款 漢防費

五、〇〇〇 第九款 勸業費

五、〇〇〇 第十款 農業費

五、〇〇〇 第十一款 畜業費

五、〇〇〇 第十二款 林業費

五、〇〇〇 第十三款 水產業費

五、〇〇〇 第十四款 勵業費

五、〇〇〇 第十五款 警察費

五、〇〇〇 第十六款 警察費

五、〇〇〇 第十七款 警察費

五、〇〇〇 第十八款 警察費

五、〇〇〇 第十九款 警察費

五、〇〇〇 第二十款 警察費

五、〇〇〇 第二十一款 警察費

五、〇〇〇 第二十二款 警察費

五、〇〇〇 第二十三款 警察費

五、〇〇〇 第二十四款 警察費

五、〇〇〇 第二十五款 警察費

五、〇〇〇 第二十六款 警察費

五、〇〇〇 第二十七款 警察費

五、〇〇〇 第二十八款 警察費

五、〇〇〇 第二十九款 警察費

五、〇〇〇 第三十款 警察費

五、〇〇〇 第三十一款 警察費

五、〇〇〇 第三十二款 警察費

第五項 農業費
一、一八、〇〇〇
第六項 畜業費
一、一七三、五五五
第七項 林業費
一、一三、五〇〇
第八項 水產業費
一、一五五、〇〇〇
第九項 勸業費
一、一九四三、三三三
第十項 道路橋梁費
一、一、九四三、三三三
第十一項 土木費
一、一、九四三、三三三
第十二項 中小河川改良費
一、一、九四三、三三三
第十三項 農業費
一、一、九四三、三三三
第十四項 畜業費
一、一、九四三、三三三
第十五項 林業費
一、一、九四三、三三三
第十六項 水產業費
一、一、九四三、三三三

第十七項 警察費
一、一、九四三、三三三
第十八項 警察費
一、一、九四三、三三三
第十九項 警察費
一、一、九四三、三三三
第二十項 警察費
一、一、九四三、三三三
第二十一項 警察費
一、一、九四三、三三三
第二十二項 警察費
一、一、九四三、三三三
第二十三項 警察費
一、一、九四三、三三三
第二十四項 警察費
一、一、九四三、三三三
第二十五項 警察費
一、一、九四三、三三三
第二十六項 警察費
一、一、九四三、三三三
第二十七項 警察費
一、一、九四三、三三三
第二十八項 警察費
一、一、九四三、三三三
第二十九項 警察費
一、一、九四三、三三三
第三十項 警察費
一、一、九四三、三三三
第三十一項 警察費
一、一、九四三、三三三
第三十二項 警察費
一、一、九四三、三三三

第一項 農業費
二、二九〇、〇〇〇
第二項 畜業費
二、二七、六〇〇
第三項 林業費
二、二七、三〇〇
第四項 水產業費
二、二七、三〇〇
第五項 勸業費
二、二七、三〇〇
第六項 道路橋梁費
二、二七、三〇〇
第七項 土木費
二、二七、三〇〇
第八項 中小河川改良費
二、二七、三〇〇
第九項 農業費
二、二五五、二五二
第十項 畜業費
二、二五五、二五二
第十一項 林業費
二、二五五、二五二
第十二項 水產業費
二、二五五、二五二

第五項 農業費
八、七、七〇〇
第六項 畜業費
八、九、四一〇
第七項 林業費
八、九、四一〇
第八項 水產業費
八、九、四一〇
臨時部計
三、一二一、二〇五
歲出合計
四、三八八、三四八

◇鳥取縣告示第三百六十六號

「コレラ」豫防のため昭和二十一年七月二十五日公布された岡山縣令第七十三號及び八月一日山口縣令第七七號は八月十九日附で廢止の旨山口縣から通報があつた。

尙昭和二十一年八月兵庫縣令第九一號は昭和二十一年八月二十一日廢止となつた。

昭和二十一年九月三日

鳥取縣知事 林 敬 三

一、明石港燈臺より津名郡イワキ町松帆岬突端を結ぶ線内大阪と萬松帆岬突端より尼崎市神崎川西岸を結ぶ線内大阪灣海面

◇鳥取縣告示第三百六十六號

兵庫縣では縣令第百十四號を以て「コレラ」豫防のため昭和二十一年八月二十一日から當分の間左の場所における漁和二十一年八月二十一日から當分の間左の場所における漁

昭和二十一年九月三日

鳥取縣知事 林 敬 三